

## 第三十九号

## 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年十二月四日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年徳島県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「扶養手当」の下に「、地域手当」を加える。

第六条の二を次のように改める。

（地域手当）

**第六条の二** 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して企業局長が定める地域に在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該地域に準ずる地域に所在する公署で企業局長が定めるものに在勤する職員についても、同様とする。

第十三条の二中「休日等」の下に「（次項において「週休日等」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第二十一条中「、第七条の二」を削る。

## 附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

**提案理由**

職員の給与に関する条例等の一部が改正されることに鑑み、新たに地域手当を設ける等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。